資料１

報告1）
昨年度までの連絡協議会の取組報告

＜第23回 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会＞

令和8年7月24日(金)

＜目 次＞

1. 連絡協議会の設立経緯

2. 連絡協議会による取組み

1. 連絡協議会の設立経緯

大型車両の適正かつ安全な走行の実現に向けて

道路管理者・関係行政機関・関係企業団体の連携・情報共有・意見交換

個々の取組みを融合・発展させて、広報を中心とした効果的な取組みを実施する

平成26年5月9日

「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」発表

背景：道路インフラの危機（老朽化）、車両の大型化（重量の増加）

平成28年1月29日

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会　設立

- 関係企業団体：6
- 関係行政機関：7
- 道路管理者　：12

1都2県

平成28年12月21日（第4回）

新たに埼玉県エリアの関係組織を委員に迎える方針を決定

- 関係企業団体：（一社）埼玉県トラック協会、埼玉クレーン協会
- 関係行政機関：埼玉県警察本部 交通部
- 道路管理者　：埼玉県 県土木整備部、さいたま市 建設局 土木部

平成29年9月14日（第5回）

埼玉県内の5組織の参画及び部会の設置に関して、規約等を一部改正

- 関係企業団体：　8
- 関係行政機関：　8
- 道路管理者　：14

1都3県

（参考）大型車両の通行の適正化方針

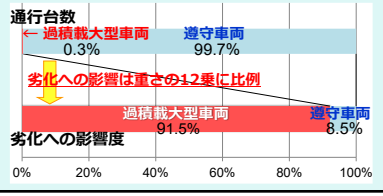
背　景

1. 0.3%の重量を違法に超過した大型車両※が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。※車両総重量20tを超える違反車両

➡軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当

2. 車両の大型化、積載率の向上及び許可手続の迅速化等による効率的かつ迅速な物流の実現が望まれている。

【図】道路橋の劣化に与える影響
自動計測装置（全国39箇所設置）のデータから試算



基本方針

車両の大型化に対応した許可基準の見直し及び適正利用者に対する許可手続を簡素化する一方で、
悪質な違反者に対しては厳罰化し、大型車両の通行の適正化を進める。

具体的な取組

通行許可の基準等の見直しと許可審査手続の改善

(1)バン型等セミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一
- バン型等のセミトレーラの駆動軸重の制限を、国際海上コンテナセミトレーラと同等の11.5トンに緩和　【H26年度から実施】

(2)45フィートコンテナ等の輸送における許可基準の見直し
- 45フィートコンテナを積載する車両をはじめ、バン型等のセミトレーラの車両長の制限の緩和　【H26年度から実施】

(3)許可までの期間の短縮
①主要道路情報のデータベース化を促進　【継続して実施】
②通行許可のオンライン申請システムを改良・普及促進　【継続して実施】
③大型車両を誘導すべき道路の範囲を拡大しつつ、国による一括審査を実施　【H26年度から実施】
④通行許可に係る審査体制の集約化　【H27年度から実施】

(4)適正に利用するものの許可の簡素化
①違反実績のない者に対して許可期間（現行2年）の延長　【H30年度実施に向けて準備】
②ITS技術を活用した通行経路把握による通行許可の運用　【H27年度から実施】

違反取締や違反者への指導等の強化

(1)違法に通行する大型車両の取締りの徹底
①自動計測装置の増設　【H26年度から実施】
②コードンラインを設定し、並行する高速道路と一般道路を一度に取り締まる等各道路管理者が連携した取締り及び自動計測装置の設置を実施　【継続して実施】

(2)違反者に対する指導等の強化
①国道事務所に呼び出して是正指導を行い、常習的な違反者に対しては告発を実施（措置命令4回又は是正指導5回で告発）　【H25年度から実施】
②特に基準の2倍以上の重量超過等悪質な違反者は、現地取締において違反を確認した場合は即時告発を実施　【H26年度から実施】
③改正道路法に基づき、違反者に対する報告徴収・立入検査の実施
また、報告徴収・立入検査を拒む者に対しては告発を実施　【H26年度から実施】

(3)関係機関との連携体制の構築
①国土交通省（道路局及び自動車局）、警察庁、高速道路会社及び全日本トラック協会等と連携し、道路の適正利用を図るための連絡会を設置し、荷主を含めた啓発活動及び違反者情報の共有等を実施　【H25年度から実施】
②国土交通省から日本高速道路保有・債務返済機構及び高速道路会社6社に対し、取締強化及び違反者に対する指導等の強化を検討するよう指示　【H26年度から実施】
③自動車局と連携して、違反通行を行った運送事業者に対し貨物自動車運送事業法に基づく行政処分等を行うとともに、荷主に対する是正指導等を行うための検討を実施　【H26年度から実施】

本方針を実施することによる効果

道路構造物の長寿命化・効率的かつ迅速な物流の実現・交通の危険の防止

1. 連絡協議会の設立経緯

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会

平成28年1月29日設立

目的	道路の老朽化対策に向けて、違法に重量を超過した大型車両の適正な走行実現のために、広報を中心とした活動を官民連携で実施
委員	**【1都3県の関係企業団体・関係行政機関・道路管理者】** ● (一社)千葉県トラック協会、(一社)東京都トラック協会、(一社)神奈川県トラック協会、(一社)埼玉県トラック協会、(一社)全国クレーン建設業協会(千葉支部・東京支部・神奈川支部)、埼玉クレーン協会 ● 警視庁、千葉県警察本部、神奈川県警察本部、埼玉県警察本部、関東地方整備局(港湾空港部)、関東運輸局(自動車交通部・自動車監査指導部・自動車技術安全部) ● 関東地方整備局(道路部)、千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、さいたま市、NEXCO東日本(関東支社)、NEXCO中日本(東京支社・八王子支社)、首都高速道路(株)

首都圏大規模同時合同取締部会

平成28年10月4日設置

目的	合同取締実施に係る関係組織間の連絡・調整
委員	**【1都3県の警察・道路管理者等】** ● 警視庁、千葉県警察本部、神奈川県警察本部、埼玉県警察本部 ● 首都高速道路(株)、NEXCO東日本(関東支社)、NEXCO中日本(東京支社・八王子支社) ● 東京都、埼玉県 ● 関東地方整備局(道路部)、東京国道、相武国道、北首都国道、大宮国道、千葉国道 ● 関東運輸局(自動車技術安全部)

通行許可迅速化検討部会

平成29年8月31日設置

目的	特殊車両通行許可に係わる申請者及び審査者相互による許可期間の短縮
委員	**【1都3県の関係企業団体・行政書士会・道路管理者】** ● (一社)東京都トラック協会、(一社)千葉県トラック協会、(一社)神奈川県トラック協会、(一社)埼玉県トラック協会、(一社)全国クレーン建設業協会(東京支部・千葉支部・神奈川支部)、埼玉クレーン協会、東京都行政書士会 ● 東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、さいたま市、NEXCO東日本(関東支社)、NEXCO中日本(東京支社・八王子支社)、首都高速道路(株)、関東地方整備局(道路部)、東京国道、千葉国道、横浜国道、大宮国道

迅速化(トラック)WG

令和元年9月11日設置

目的	重量物運搬用特殊車両の通行許可の迅速化
委員	**【1都8県のトラック協会の重量部会】** ● (一社)東京都トラック協会 重量品専門部会、(一社)千葉県トラック協会 重量鉄鋼部会、(一社)神奈川県トラック協会 重量鉄鋼部会、(一社)埼玉県トラック協会 重量部会、(一社)栃木県トラック協会 重量部会、(一社)茨城県トラック協会 重量部会、(一社)山梨県トラック協会 重量部会、(公社)新潟県トラック協会 重量部会、(公社)長野県トラック協会 重量部会

1. 連絡協議会の設立経緯

過去の開催状況(1/4)

年度	回　数	開催日	概　要
平成27年度	第1回	1/29	✓ 連絡協議会設立 ✓ 広報を中心とした取組み方針を確認した他、大型車両を取り巻く課題を共有
	第2回	3/16	✓ Twitter、連絡協議会HPの開設、新聞広告掲載の他、チラシ・ポスター等の作成結果の報告 ✓ 次年度春頃から各委員による取組み開始を確認
平成28年度	第3回	8/2	✓ 平成28年度の年間活動計画を確認 ✓ 秋頃を「広報集中期間」と定め、広報強化を図る方針決定 ✓ 連絡協議会として初の合同取締実施について確認
	第4回	12/21	✓ 広報集中期間の取組みの効果検証結果の共有 ✓ 次年度の連絡協議会の進め方を確認 ✓ 新たに埼玉県エリアの関係組織を委員に迎える方針を決定
平成29年度	第5回	9/14	✓ 埼玉県内の5組織の参画及び部会の設置に関して、規約等を一部改正 ✓ 10月上旬からの約1ヶ月間を「重点広報期間」と定め、ラジオやイベントなど新たな試みによる広報実施の方針を決定 ✓ 大型車を取り巻く課題に対し、連絡協議会として実施する対策方針を確認
	第6回	12/6	✓ 「重点広報期間」における取組み及び広報効果の検証結果の報告 ✓ 特殊車両通行ハンドブックを2018年版として更新することを確認 ✓ 平成30年度以降も連絡協議会を継続することを確認(3か年計画策定)
平成30年度	第7回	7/13	✓ 座長の役職変更に伴い規約等を一部改正 ✓ 平成30年度の年間活動計画を確認 ✓ 新たに10月の1か月間を「大型車通行適正化推進月間」として定め、ラジオクラウドCMやラジオCMによる広報を実施するほか、荷主対策を中心とした取組みを集中的に行うことを決定 ✓ 8月及び11月を「重点広報期間」とし、広報イベント等を実施することを確認
	第8回	1/31	✓ 平成30年度の取組み状況と広報効果の検証結果を報告 ✓ 「大型車通行適正化推進月間」及び「重点広報期間」の取組みを次年度も継続して実施することを確認

1. 連絡協議会の設立経緯

過去の開催状況(2/4)

年度	回　数	開催日	概　要
令和元年度	第9回	7/5	✓ 令和元年度の年間活動計画を確認 ✓ 昨年度に引き続き、10月を「大型車通行適正化推進月間」とし、荷主説明会やラジオCMの取組を集中的に実施することを決定 ✓ 8月・11月は「重点広報期間」とし、広報イベントやチラシ配布・ポスターの一斉掲示の実施を確認
	第10回	1/30	✓ 迅速化検討部会の下に迅速化(トラック)ワーキンググループを設置 ✓ 10月の「大型車通行適正化推進月間」及び8月・11月の「重点広報期間」の取組み状況と広報効果の検証結果を報告 ✓ 次年度は荷主への啓発強化に注力することを確認
令和2年度	第11回(書面開催)	7/13～20	✓ 令和2年度の年間活動計画を確認 ✓ 新型コロナウイルスの影響で対面の説明会、イベントは実施不可のため、チラシデータの配布やWebアンケート調査等で代替する方針を確認 ✓ 新たな取組として、特車製造メーカーへの啓発、一般貨物運送事業の許可交付時にチラシ配布等を実施することを確認
	第12回(書面開催)	2/3～10	✓ 令和2年度の取組状況と効果検証結果を報告 ✓ 過去6年間の活動を総括し、特に一般道における違反が減少していないことや特車制度の認知度も十分に浸透していないため、継続して活動をしていくことを確認
令和3年度	第13回(書面開催)	7/15～29	✓ 令和3年度の年間活動計画を確認 ✓ 新型コロナウイルスの影響に留意しながら荷主への説明会やアンケート調査の実施と、関東広域でラジオCMを実施することを確認 ✓ 新たな取組として、工事発注部署への啓発協力依頼や工事安全対策協議会を通じて工事現場等での啓発ポスターの掲示依頼を実施することを確認
	第14回(Web併用)	1/24	✓ 令和3年度の取組状況と効果検証結果を報告 ✓ 過去7年間の活動を総括し、特に荷主において特車制度の運用に対する理解が十分とはいえない状況が見られたため、継続して活動をしていくことを確認 ✓ 次年度は「特殊車両確認制度」の利用状況を踏まえた啓発活動を実施していくことを確認

1. 連絡協議会の設立経緯

過去の開催状況(3/4)

年度	回　数	開催日	概　要
令和4年度	第15回	8/4	✓ 令和4年度の年間活動計画を確認 ✓ 新型コロナウイルスの影響に留意しながら荷主への説明会や連絡協議会委員主催イベントへの参画、関東広域でラジオCMを実施することを確認 ✓ 新たな取組として、貨物運送適正化事業実施機関を通じた連絡協議会チラシ配布を依頼することを確認
	第16回	2/2	✓ 令和4年度の取組状況と効果検証結果を報告 ✓ 実務者レベルでの理解促進に向けて荷主団体や運送事業者団体以外が主催する講習会等も利用した説明会開催を実施していくことを確認 ✓ ラジオCM内容を活用した広報ツールによるSNSやイベントでの広報を実施することを確認
令和5年度	第17回	8/2	✓ 令和5年度の年間活動計画を確認 ✓ 荷主や非加盟運送事業者の参加が想定されるセミナー・講習会等を通じた説明会や資料配布の実施を確認 ✓ 新たな取組として、確認制度利用促進のため、行政書士を対象としたアンケート調査や広報ツールの検討を実施することを確認
	第18回	2/1	✓ 令和5年度の取組状況と効果検証結果を報告 ✓ 特車制度の理解・利用促進に向けて荷主や運送事業者が参加する講習会や行政書士会等を通じた説明会や資料の配布を実施していくことを確認 ✓ SNSの活用拡大や連絡協議会HPとの連携を実施していくことを確認
令和6年度	第19回	7/25	✓ 令和6年度の年間活動計画を確認 ✓ 荷主協会主催の講習会等や荷主参加が想定されるセミナー等を通じた説明会や資料配布の実施を確認 ✓ 新たな取組として、行政書士会を通じてチラシ等を配布することを確認
	第20回	1/24	✓ 令和6年度の取組状況と効果検証結果を報告 ✓ 非加盟運送事業者や新たな事業者団体、工事関連部署を通じた広報を実施することを確認 ✓ SNS(特車情報X)の更なる活用拡大やチラシ・ポスター等の新たな広報手法、配布方法改善等の実施を確認

1. 連絡協議会の設立経緯

過去の開催状況(4/4)

年度	回　数	開催日	概　要
令和7年度	第21回	7/28	✓ 令和7年度の年間活動計画を確認 ✓ 規約・委員名簿の改正を確認 ✓ クレーンオペレータを対象としたアンケート調査を拡大することを確認 ✓ 新たな取組として、SNS等を通じて意見交換結果を広報活用することを確認
	第22回	1/22	✓ 令和7年度の取組状況と効果検証結果を報告 ✓ イラスト動画の展開、SNS(特車情報X)の活用拡大等、社会一般への包括的な啓発活動を強化していくことを確認 ✓ 荷主を含めた社会一般に対する連絡協議会チラシ等を通じた啓発活動を継続・拡大することを確認

2. 連絡協議会による取組み

対象にアプローチ可能な媒体を選定し、適時適切な広報を実施

	啓発活動対象者	啓発活動内容
平成27年度	広報の対象者は、取組開始初年度のため幅広く設定し、『荷主』・『運送事業者』・『社会一般』とした。	● 新聞広告（一般紙） ● Twitter開設（@特車総合ツイッター） ● バナー広告（（公財）日本道路交通情報センターHP） ● 連絡協議会HP開設 ● ポスター・チラシの作成
平成28年度	初年度の取組みも継続しながら、『荷主』・『運送事業者』に焦点を当て、重点的な広報に努めた。	● 新聞広告（業界紙） ● 道の駅でのイベント開催（「重量守り、道路を守ろう」パネル展） ● バナー広告（（公財）日本道路交通情報センターHP） ● ポスター・チラシの配布 ● Twitterによる情報発信 ● 連絡協議会HPによる情報提供
平成29年度	H28のアンケート結果から、認知度の低い『荷主（特に実務担当者）』に焦点を当てながら、『運送事業者』・『社会一般』へも広報を実施した。	● 道の駅・高速道路PAでのイベント開催（パネル展） ● ラジオ広報（NACK5/（公財）日本道路交通情報センター） ● 荷主への啓発（資料配布、メルマガ寄稿） ● チラシ配布 ● Twitterによる情報発信 ● 連絡協議会HPによる情報提供
平成30年度	『運送事業者』や『社会一般』への広報を実施しながら、10月を「大型車通行適正化推進月間」と定め、特に『荷主』への説明会等を実施し、周知啓発に努めた。	● 委員主催イベントでの広報（パネル展・塗り絵等） ● ラジオ広報（NACK5） ● ラジオクラウドCM（スマートフォンアプリ） ● 荷主への啓発（資料配布・説明会実施等） ● 運送事業者等への啓発（アンケート調査・機関誌等への寄稿） ● チラシ配布・ポスター掲示 ● Twitterによる情報発信 ● 連絡協議会HPによる情報提供

2. 連絡協議会による取組み

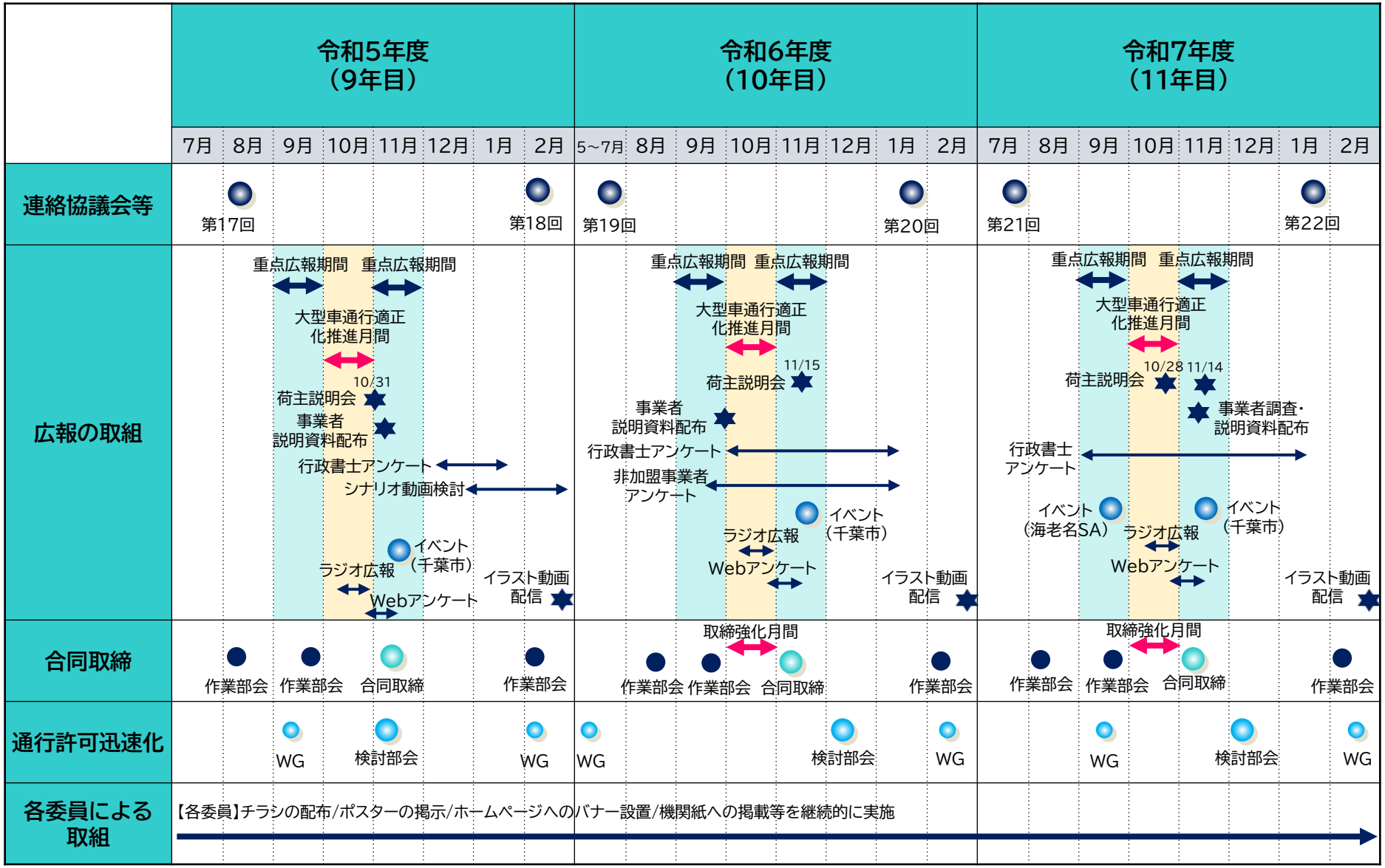
	啓発活動対象者	啓発活動内容
令和元年度	H30の取組みを継続・拡大しつつ、建設業界における『荷主』の認知度を調査した。	● 委員主催イベントでの広報（パネル展・塗り絵等） ● ラジオ広報（NACK5） ● 荷主への啓発（説明会実施・アンケート調査等） ● 運送事業者等への啓発（アンケート調査・機関誌等への広報） ● チラシ配布・ポスター掲示、Twitterによる情報発信 ● 連絡協議会HPによる情報提供
令和2年度	新型コロナウイルス対策のため、非接触の広報ツールを用いた啓発活動等を実施した。	● ラジオ広報（NACK5） ● 一般向けWebアンケート調査（イベントの代替） ● 荷主への啓発（チラシ配布・アンケート調査等） ● 運送事業者等への啓発（機関紙等への寄稿） ● 特車メーカーへの啓発（チラシ配布） ● チラシ配布・ポスター掲示、Twitterによる情報発信 ● 連絡協議会HPによる情報提供
令和3年度	新型コロナウイルス対策をしながら、非接触の広報ツールを用いた啓発活動等を実施した。	● ラジオ広報（TBSラジオ・ニッポン放送・NACK5） ● 荷主への啓発（チラシ配布・アンケート調査等） ● 運送事業者等への啓発（機関紙等への寄稿） ● 特車メーカーへの啓発（チラシ配布） ● 工事発注部署との連携（受注者への指導状況調査） ● チラシの配布・ポスターの掲示（工事現場等） ● Twitterによる情報発信、連絡協議会HPによる情報提供
令和4年度	新型コロナウイルス対策をしながら、荷主説明会や広報イベントによる啓発活動等を実施した。	● 委員主催イベントでの広報（パネル展・図鑑配布等） ● ラジオ広報（NACK5・FMヨコハマ） ● 荷主への啓発（説明会開催・説明資料配布・アンケート調査） ● 運送事業者等への啓発（適正化事業実施機関によるチラシ配布） ● 特車確認制度の利用実態調査 ● チラシの配布、ポスターの掲示（工事現場等） ● Twitterによる情報発信、連絡協議会HPによる情報提供

2. 連絡協議会による取組み

	啓発活動対象者	啓発活動内容
令和5年度	『荷主』や『協会非加盟事業者』を対象とした説明会等の啓発活動を行いながら、確認制度促進に向けた広報ツールの検討等を実施した。	● 委員主催イベントでの広報（ポスター展示・図鑑配布等） ● ラジオ広報（NACK5・BAYFM） ● 荷主への啓発（説明会開催・説明資料配布） ● 運送事業者等への啓発（非加盟事業者への説明会等） ● 違反車両の交通安全対策（取締作業部会と連携した広報等） ● チラシ配布・ポスター掲示、Xによる情報発信（特車情報X） ● 連絡協議会HPによる情報提供
令和6年度	『荷主』を主対象として、説明会等の啓発活動を行い、運送事業者や社会一般に対しても継続的に広報を実施した。	● 委員主催イベントでの広報（ポスター展示・図鑑配布等） ● ラジオ広報（NACK5・FMヨコハマ） ● 荷主等への啓発（説明会開催・説明資料配布） ● 運送事業者等への啓発（非加盟事業者への説明会等） ● 違反車両の交通安全対策（取締作業部会と連携した広報等） ● チラシ配布・ポスター掲示、Xによる情報発信 ● 連絡協議会HPによる情報提供 ● 行政書士アンケート調査
令和7年度	荷主を含む社会一般を広く対象として、確認制度の啓発を含めた、継続的な広報を実施した。	● 委員主催イベントでの広報（ポスター/パネル展示・図鑑配布等） ● ラジオ広報（NACK5・ニッポン放送） ● 荷主等への啓発（説明会開催・説明資料配布） ● 運送事業者等への啓発（非加盟事業者への説明会等） ● 違反車両の交通安全対策（取締作業部会と連携した広報等） ● チラシ配布・ポスター掲示、Xによる情報発信 ● 連絡協議会HPによる情報提供 ● 行政書士アンケート調査・ポスター配布

2. 連絡協議会による取組み

連絡協議会による広報を中心とした取組みは、直近3年においては下表のとおり実施している。



2. 連絡協議会による取組み

平成27年度から開始。更新・改訂を行い、継続的な広報ツールとして活用している。

継続広報

チラシ/ポスター



令和5年度更新



令和6年度更新



令和7年度更新

連絡協議会ホームページ（平成27年2月～）



https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000015.html

特殊車両通行ハンドブック









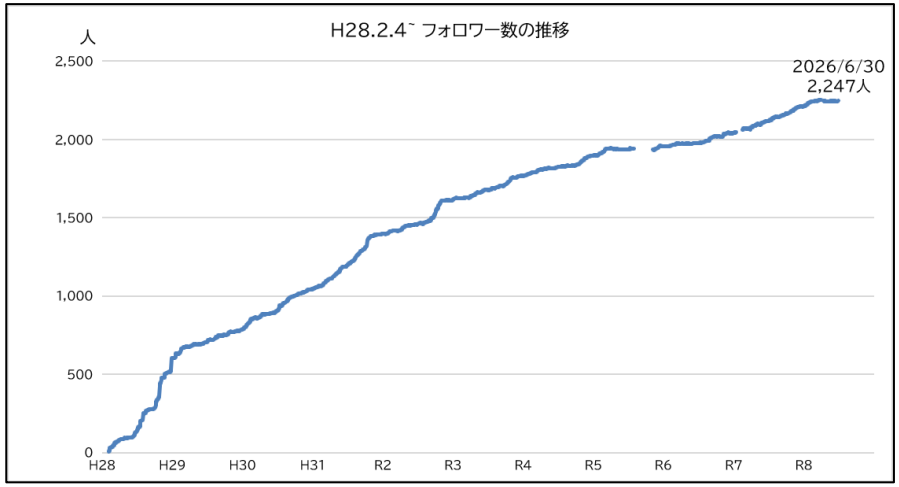
特車制度の変更・追加等に応じて順次改訂。最新版は2025.4月版。

特車情報X（平成27年2月～）



https://x.com/tokusya_kanto

アカウント開設日（H28.2.4）から現在までのフォロワー数の推移



2. 連絡協議会による取組み

スポット広報として、ラジオ放送やイベントへの参画を実施している。

スポット広報

ラジオ広報（平成29年度～）

実施日	実施内容
H30年10月5日(金)～7日(日)	NACK5(合計20回)
R1年10月4日(金)～6日(日)	NACK5(合計20回)
R2年10月30日(金)～11月1日(日)	NACK5(合計20回)
R3年10月29日(金)～31日(日)	TBSラジオ、ニッポン放送、NACK5(合計16回)
R4年10月28日(金)～30日(日)	NACK5、FMヨコハマ(合計21回)
R5年10月27日(金)～29日(日)	NACK5、BAYFM(合計23回)
R6年10月25日(金)～27日(日)	NACK5、FMヨコハマ(合計21回)
R7年10月24日(金)～26日(日)	NACK5、ニッポン放送(合計19回)

BGM♪ (女性)	♪BGM (相手に優しく問いかけるイメージで) さて、突然ですが、大型車両のドライバーのあなたに お願いがあります。 道路には重量制限があるのはご存じですか？ 重量をオーバーする車両の通行には、「特殊車両通行手続き」が 必要となり、その手続きをしない通行は法律違反になります。 荷主、運送事業者、ドライバー、それぞれに罰則が 科される場合もあります。 法律違反とならないためにも、重量制限を超える際は 「特殊車両通行手続き」を。 (一拍おいて) “重量守り、道路を守ろう。” 「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」です。

【過年度のラジオ広報文】

広報イベント（平成28年度～）

実施日	実施場所
H29年10月9日(土)	道の駅庄和
H29年11月22日(水)	京葉道路(幕張PA)
H30年11月10日(土)	埼玉スタジアム2002 (交通安全・環境フェア2018)
R1年9月15日(日)	代々木公園(トラックフェスタTOKYO2019)
R1年11月9日(土)	埼玉スタジアム2002 (交通安全・環境フェア2019)
R4年11月20日(日)	埼玉スタジアム2002 (交通安全・環境フェア2022)
R5年11月12日(日)	千葉市役所(はたらくくるまみんなあつまれ)
R6年11月15日(日)	千葉市役所(はたらくくるまみんなあつまれ)
R7年9月24日(水)	東名高速道路(下り)海老名SA (秋の全国交通安全運動)
R7年11月16日(日)	千葉市役所(はたらくくるまみんなあつまれ)





【過年度のイベント参加時の広報】

2. 連絡協議会による取組み

大型車両の通行適正化には、荷主の理解・協力が重要であることから、継続的に荷主業界団体への説明会や資料・チラシの配布等の活動を実施している。

荷主等への啓発

説明会の開催（平成30年度～）

荷主団体主催の講習会等において、特車制度の説明会を実施した。

実施日	実施先団体
H30年10月30日(水)	(一社)千葉県建設業協会
H30年11月12日(月)	(一社)東京建設業協会
R1年5月22日(水)	(一社)日本建設機械レンタル協会神奈川支部
R4年1月31日(月)	国内重工業メーカー【Web形式】
R4年10月26日(水)	(一社)東京建設業協会【Web形式】
R4年11月18日(金)	(一社)東京都産業資源循環協会
R5年10月31日(火)	(一社)東京建設業協会【Web形式】
R6年11月15日(金)	(一社)東京建設業協会【Web形式】
R7年10月28日(火)	(一社)日本建設機械レンタル協会東京支部
R7年11月14日(金)	(一社)東京建設業協会【Web形式】





説明資料等の配布（平成29年度～）

説明会が実施できない業界団体または説明会に参加できない協会員向けに、説明資料やチラシ等の配布を依頼した。

年度	配布先組織数	配布数(会員数)(全組織合計)
H30	6	2,522
R2	8	2,116
R3	2	508
R4	6	2,439
R5	2	721
R6	3	1,220
R7	2	532



アンケート調査（令和元年度～）

説明会参加者やチラシ等受領者を対象にアンケート調査を行い、特車制度の認知状況等を分析のうえ、啓発活動の効果検証を実施した。

年度	実施先組織数	回答数(全組織合計)
R1	2	107
R2	4	541
R3	1	350
R4	6	82
R5	2	24
R6	3	36
R7	2	42



2. 連絡協議会による取組み

連絡協議会の統一広報ツール(チラシ・ポスター・バナー等)を用いて、各委員において、それぞれが有する媒体を活用した広報を実施頂いている。

＜これまでの広報実施例＞

